

# 床用現場接着剤認定規程

## (目 的)

第 1 条 この規程は、床用現場接着剤の性能について、(公財)日本住宅・木材技術センター(以下「技術センター」という)理事長が認定を行うことにより、枠組壁工法住宅の床組の構造上の安全に資することを目的とする。

## (定 義)

第 2 条 この規程において「床用現場接着剤」(以下「接着剤」という)とは、枠組壁工法住宅の作業現場において、主として、床根太と床下張材を釘との併用により床組の剛性の向上に役立たせることができる接着剤をいう。

## (適用範囲)

第 3 条 この規程における認定は、JIS A5550 規格適合接着剤又は第 2 種ホルムアルデヒド発散建築材料以上の国土交通大臣の認定を有する接着剤、あるいはホルムアルデヒド放散に関して関連団体等が行う自主表示がある接着剤に適用する。

2. 第 1 項の接着剤は JIS A 5550 床根太用接着剤の 3.2 用途による区分に定義される「構造用一類」及び「構造用二類」の 2 区分とする。

## (認定の申請)

第 4 条 接着剤を製造する業者又は接着剤を輸入し販売する業者(以下「輸入業者」という)で、技術センターの接着剤の認定を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書(別記、様式第一)を、技術センター理事長に提出するものとする。

① 氏名又は名称及び住所

② 製品の名称

2. 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

① 製造業者にあつては、

ア. 製品の概要

イ. ホルムアルデヒド放散区分を示す書類

ウ. 施工仕様の概要

エ. 営業の概要

オ. 施工管理に関する指導書等

カ. 製品供給体制

キ. 性能試験成績書

- ② 輸入業者にあつては、前項アからキまでの各号の他に製造業者の概要。
  - ③ その他、技術センター理事長が、認定のため必要と認める事項を記載した書類。
3. 前項①のキに規定する性能試験成績書は、技術センター理事長が認める試験研究機関による証明書でなければならない。

(申請の受付)

第5条 申請(更新含む)は、原則として毎年4月末日及び10月末日を受付期限とする。

(認定の時期)

第6条 認定(更新認定を含む)は、原則として、毎年8月1日及び2月1日に行う。

(認定の適合)

第7条 認定を受けようとする接着剤は、次に掲げる事項に適合しなければならない。

- ① 均一な性能の製品が生産されること。
- ② 製品が安定して供給されること。
- ③ 施工性が良いこと。

(認定)

第8条 技術センター理事長は、第4条第1項に規定する認定の申請をうけたときは、当該接着剤の性能に関し、床用現場接着剤審査委員会(以下「審査委員会」という)を開催し、審査委員の意見をきき、別に定める認定基準に従って、その性能の認定を行うものとする。

- 2. 前項の規定による接着剤の認定は、認定書を交付して行う。(別記、様式第二)
- 3. 認定の有効期間は、3か年間とし、これを超えるときは、認定の更新を申請する。

(変更の提出等)

第9条 第4条第1項の規定による認定の申請をした者は、その申請に係る第4条第1項に掲げる事項の変更、および輸入業者にあつては、第4条第1項および第2項に掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を技術センター理事長に届け出なければならない。(別記、様式第三)

(認定接着剤の表示)

第10条 認定を受けた者は、原則として、当該接着剤の容器に技術センターの認定マークの表示を行うとともに、次の事項を表示しなければならない。

- 1. 商品名
- 2. 製造業者名又はその略号

3. 種類及び呼び方
4. 正味重量とその塗布長さ限度
5. 使用可能期限とロット番号又は、製造年月と有効期間
6. 使用可能温度(構造用二類のみ記入することとし、「0℃より高い温度」と表示する))
7. 張り合わせ可能時間
8. 用途
9. その他、関連法規による表示義務

公益財団法人  
日本住宅・木材技術センター  
認定マーク



**床用現場接着剤**  
**(構造用〇類)**

(詳細寸法は別記1による)

GF0-00-00

(定期検査)

第11条 認定された製品に対しては、別に定める検査実施基準により接着性能が確保されていることを定期的に確認する。

(認定の取消し)

第12条 技術センター理事長は、認定を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、審査委員の意見を聞き、その認定を取消すことができる。

- ① 定期検査及び実地調査により認定された製品が認定基準に適合しないとき。
- ② 認定を受けた者が、認定の取消しを申請したとき。
- ③ 認定を受けた者が、認定されたもの以外の製品に認定マークの表示を行ったとき。
- ④ 認定された製品が、その性能基準に適合しない場合に、認定マークの表示を行ったとき。
- ⑤ 正当な理由がなく、第13条の実地調査を拒否したとき。

(報告及び調査)

第13条 技術センター理事長は、認定に関し、必要があると認めるときは、認定の申請をした者、又は認定を受けた者に対し、報告もしくは資料の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

(審査委員)

第14条 技術センター理事長は、認定を行うため、これに関係ある学識経験者、関係行政機関の職員等のうちから審査委員を委嘱する。

審査委員の定数は10名以内とする。

(雑 則)

第15条 技術センター理事長は、この規程に基づく業務推進に必要となる要領等必要な事項については別に定めるものとする。

(附 則)

1. この規程は、平成15年7月1日より施行する。
2. この規程の施行の際、現に床用現場接着剤認定規程（昭和54年7月7日制定）に基づき認定を受けている製品では、その認定期間中に限り、旧規定によることができる。
3. 前項に関わらず、第3条第1項については、この規程の施行後速やかにホルムアルデヒド放散区分を示す書類の確認を行い、確認できたものについて認定を継続する。
4. 技術センターの指定する期日までに前項のホルムアルデヒド放散区分を示す書類の確認ができない場合には、確認ができるまで当該認定を一時停止する。

制定	昭和54年	7月	7日
改正	平成15年	6月	16日
改正	平成16年	2月	10日
改正	平成18年	12月	20日
改正	平成25年	4月	1日

(別記1) 認定マークの様式

認定マークは下記を標準とする。(黒又は緑)

